

YKK AP ARENA 利用規約

制定日：2025年12月1日

目次

1. 本規約について
 - 1-1 本規約の目的
 - 1-2 用語の定義
 - 1-3 利用区分の定義
 - 1-4 本規約への同意および利用許可の成立時期
2. 各施設の利用の流れ（一般利用：諸室利用）
 - 2-1 第1アリーナ・第2アリーナ・単独諸室の利用の流れ
 - 2-2 屋外バスケットボールコートの利用の流れ
3. 各施設の利用の流れ（一般利用：個人利用）
 - 3-1 個人利用の流れと注意事項
4. 各施設の利用の流れ（その他催し・興行利用）
 - 4-1 全館貸切での利用について
 - 4-2 第1アリーナの利用の流れ
 - 4-3 第2アリーナの利用の流れ
 - 4-4 単独諸室の利用の流れ
 - 4-5 屋外バスケットボールコートの利用の流れ
5. 利用にあたっての注意等
 - 5-1 利用の制限と承認を要する事項
 - 5-1-1 利用の調整
 - 5-1-2 利用の不許可
 - 5-1-3 利用許可の取り消し
 - 5-1-4 禁止事項
 - 5-2 利用の変更・中止（キャンセル）
 - 5-3 事前に承認を要する事項
 - 5-4 利用に向けた打ち合わせと必要書類の提出
 - 5-5 第1アリーナの利用上の注意事項
 - 5-6 第2アリーナの利用上の注意事項
 - 5-7 単独諸室の利用上の注意事項
 - 5-8 体操練習場の利用上の注意事項
 - 5-9 弓道練習場の利用上の注意事項
 - 5-10 軽運動室の利用上の注意事項
 - 5-11 屋外バスケットボールコートの利用上の注意事項
 - 5-12 ランニングコース、ウォーキングコースの利用上の注意事項
 - 5-13 ロッカールーム・シャワー室の利用上の注意事項
 - 5-14 特別観覧室【スイートルーム】・【バンカースイート】の利用上の注意事項
 - 5-15 ラウンジの利用上の注意事項
 - 5-16 駐車場の利用上の注意事項
6. 利用期間、利用料金の支払い
 - 6-1 利用期間
 - 6-2 利用料金の支払い
 - 6-3 利用料金の返金
7. 運営管理責任
 - 7-1 安全な催物の催行
 - 7-2 損害賠償および免責
 - 7-2-1 損害賠償
 - 7-2-2 免責
 - 7-3 指定会社への発注
 - 7-4 損害賠償保険の加入
 - 7-5 原状回復と清掃
 - 7-6 関係官公署への届出および関係機関連絡先一覧
8. その他
 - 8-1 準拠法等
 - 8-2 本規約の適用
 - 8-3 定めのない事項
 - 8-4 利用時間
 - 8-5 休業日
 - 8-6 利用料金表
9. お問い合わせ先

1. 本規約について

1-1 本規約の目的

本規約は、とやまアリーナコンセッション株式会社が運営する YKK AP ARENA の利用について必要な事項を定めるものとします。

1-2 用語の定義

本規約で使用する用語の定義は、次に定めるところによります。

用語	初出	定義
当社	本項	とやまアリーナコンセッション株式会社
本施設	本項	YKK AP ARENA
利用者	本項	本施設を利用する者
催物	本項	本施設でのスポーツ利用・スポーツ興行・コンサート・その他のイベント
団体利用	本項	利用者が代表者となって催物を開催する場合の利用
個人利用	本項	体操練習場、弓道練習場、多目的室1、多目的室2、ランニングコース、ウォーキングコース、フィットネスルームの個人での利用
催事	1-3	富山市まちなかアリーナ条例第10条の3において、「その他催し」の定義に使用される用語 ※【1-3 利用区分の定義】で同条例の案文を抜粋表記しており、本規約では「催物」と区別して使用する。
利用者登録	2-1	当社ホームページでの手続きまたは申請書類への記入により、氏名・緊急連絡先等の情報を本施設に提出すること ・団体利用の場合……代表者が利用許可申請提出時に行う。 ・個人利用の場合……利用者が施設を利用する時に行う。
単独諸室	2-1	第1アリーナに附属していない、単独で利用できる諸室
年度	5-1-1	4月1日から翌年3月31日までの期間
本規約等	5-1-2	本規約その他利用者が遵守しなければならない本施設の利用に関する規程、規則および合意等
反社会的勢力	5-1-2	暴力、不法行為を行うおそれがある組織、またはその構成員、その他これに準ずる者
不可抗力	5-1-3	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、疾病、法令等の改正もしくは制定、その他当社または利用者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象等
指定会社	5-5	当社が選定する外部業者

1-3 利用区分の定義

本規約において、利用区分は一般利用、その他催しおよび興行利用とします。

一般利用とはスポーツを行うための使用（公共施設等運営権者が営利を目的としないスポーツを行うための使用と認めたものに限る）をいい、その他催しとは催事を行うための使用（公共施設等運営権者が営利を目的としない催事を行うための使用と認めたものに限る）をいいます。興行利用とは一般利用およびその他催し以外の使用をいいます。

1-4 本規約への同意および利用許可の成立時期

- (1) 団体利用を希望される場合、利用者は本規約に同意の上、施設を利用する上で必要な申請手続きを行ってください。当社にて審査をし、申請を承認する旨の利用許可書を利用者に発行したときに利用許可が成立するものとします。
個人利用の場合、利用者は本規約に同意の上で個人利用券の購入手続きを行ってください。
当社が個人利用券を発行したときに利用許可が成立するものとします。
- (2) 利用者は、本規約に同意した上で、自らの責任と費用で、催物に関わるものすべてに本規約を遵守させる義務を負うものとします。

2. 各施設の利用の流れ（一般利用：諸室利用）

原則として、以下の通り利用許可申請を行い、利用許可を得た上で利用してください。

利用料金の詳細は「8-6 利用料金表」をご参照ください。

2-1 第1アリーナ・第2アリーナ・単独諸室の利用の流れ

(1) 施設予約状況の確認

当社ホームページにて利用可能日をご確認いただくな、当社まで直接お問い合わせください。

(2) 利用許可申請

利用者登録を行い、当社ホームページから利用許可申請を行うか、当社が発行する利用許可申請書を提出してください。利用許可申請は、利用開始日の2ヶ月前の月初日から手続きが可能となります。

《当日予約について》

- 事前予約がない場合も、当日空きがある場合は電話または受付でのお申し出による予約が可能です。利用を開始する前に、受付での利用許可申請書提出時に基本料金の100%をお支払いください。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

※第1アリーナの利用範囲は、競技面、スタンド客席（可動席、特別観覧室【スイートルーム】・【バンカースイート】は除く）および第1アリーナ附属諸室です。第2アリーナの利用範囲は、競技面および観覧席です。アリーナと単独諸室を一体的に利用する場合や、控室等の各室または附帯設備等の使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載してください。

※特別観覧室【スイートルーム】・【バンカースイート】は、一部当社にて企画観覧室とする予定です。使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載の上、当社まで直接お問い合わせください。

※ラウンジの使用には、当社の販売する飲食物の購入が必要です。使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載の上、当社まで直接お問い合わせください。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

当社にて利用区分を判断し、変更をお願いする場合があります。

(4) 予約確定結果の通知、利用許可書の発行

当社が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。当社より、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

(5) 基本料金の支払い

利用許可申請書提出後、利用開始の1週間前（7日前）までに基本料金の100%をお支払いください。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

(6) 事前の打ち合わせ

利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただきます。

(7) 関係機関への届出

消防署・警察署・保健所・その他各種届出については「7-6 関係官公署への届出および関係機関連絡先一覧」をご参照ください。当社が不要と判断した場合は、この限りではありません。

(8) 利用開始

(9) 利用料金（事後精算分）の支払い

本施設の特別な設備設置やオペレーション費用、日常の範囲を超える清掃費等が発生する場合、別途料金を請求する場合があります。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

※催物の利用実績がない場合でも、利用料金の返金はいたしません。

※一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできません。

※第1アリーナと第2アリーナまたは単独諸室を一体的に利用する場合は、第1アリーナの利用許可申請として手続きを行ってください。

※第2アリーナと単独諸室を一体的に利用する場合は、第2アリーナの利用許可申請として手続きを行ってください。

2-2 屋外バスケットボールコートの利用の流れ

(1) 施設予約状況の確認

当社ホームページにて利用可能日をご確認いただきか、当社まで直接お問い合わせください。

(2) 利用許可申請

利用者登録を行い、当社ホームページから利用許可申請を行うか、当社が発行する利用許可申請書を提出してください。

利用許可申請は、利用開始日の2ヶ月前の月初日から手続きが可能となります。

《当日予約について》

- ・事前予約がない場合も、当日空きがある場合は電話および受付でのお申し出による予約が可能です。利用を開始する前に、受付での利用許可申請書提出時に基本料金の100%をお支払ください。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

※屋外バスケットボールコートの利用範囲は、競技面、競技機材および照明です。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

当社にて利用区分を判断し、変更をお願いする場合があります。

(4) 予約確定結果の通知、利用許可書の発行

当社が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。当社より、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

(5) 基本料金の支払い

利用許可申請書提出後、利用開始の1週間前（7日前）までに利用料金の100%をお支払いください。

詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

(6) 事前の打ち合わせ

利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただきます。

(7) 利用開始

(8) 利用料金（事後精算分）の支払い

本施設の特別な設備設置やオペレーション費用、日常の範囲を超える清掃費等が発生する場合、別途料金を請求する場合があります。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

※催物の利用実績がない場合でも、利用料金の返金はいたしません。

※一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできません。

※天候不良により当日の施設利用ができないと当社が判断した場合は、利用料金の返金をいたします。

詳細は「6-3 利用料金の返金」をご参照ください。

3. 各施設の利用の流れ（一般利用：個人利用）

体操練習場、弓道練習場、多目的室1、多目的室2、ランニングコース、ウォーキングコース、フィットネスルームは個人利用が可能です。第1アリーナ、第2アリーナ、軽運動室、研修室の個人利用はできません。個人利用の利用区分は一般利用です。利用料金の詳細は「8-6 利用料金表」をご参照ください。

3-1 個人利用の流れと注意事項

(1) 利用者登録を行い、個人利用券を券売機で購入してください。

※利用者登録をせず、個人利用券の購入のみでの個人利用はできません。

※指導者として帯同する場合も利用者とみなします。

※個人利用の事前予約はできません。

※体操練習場、弓道練習場および多目的室は、利用開始予定時刻から2時間以内に第三者による全面使用の予約がある場合、利用はできません。利用時間の短縮を承諾の上で個人利用を希望される場合は、本施設職員にお問い合わせください。

※本施設職員より、個人利用券と利用内容の一致確認をさせていただく場合があります。

(2) 一回の利用時間は2時間となります。2時間を超える場合は延長料金が必要となります。

(3) 未就学児の個人利用はできません。また、小学生および中学生の利用には、保護者または指導者の同伴が必要です。

※同伴者が利用者の指導またはそれに準ずる行為を行わない場合は、利用者登録および個人利用券の購入は不要です。

※フィットネスルームの利用に際しては、安全面の観点から当社もしくはフィットネスルームの指導員が利用に適していないと判断した場合は同伴者の有無に関わらず利用をお断りする場合があります。

(4) 障がい者手帳をお持ちの利用者は、個人利用が可能ないずれかの施設を1日につき一回（2時間）無料で利用できます。介助者の料金については当社まで直接お問い合わせください。

(5) ルールやマナーを守って利用してください。他人への迷惑行為や施設を汚損、破損するなどマナーを守れない場合は利用をご遠慮いただく場合があります。

4. 各施設の利用の流れ（その他催し・興行利用）

原則として、以下の通り利用許可申請を行い、利用許可を得た上で利用してください。

利用料金は利用区分により異なります。詳細は、「8-6 利用料金表」をご参照ください。利用区分の判断が難しい場合は、当社まで直接お問い合わせください。

4-1 全館貸切での利用について

利用区分が興行利用の場合に限り、全館貸切での予約（利用許可申請）を受け付けます。

全館貸切の利用範囲は屋外バスケットボールコート、特別観覧席【スイートルーム】・【バンカースイート】、ラウンジ以外の全ての施設です。

※全館貸切は原則として終日での利用のみとさせていただきますが、時間指定を希望される場合は、当社まで直接お問い合わせください。

※本施設の空き状況により全館貸切での予約（利用許可申請）受付ができない場合があります。

※全館貸切の利用の流れは【4-2 第1アリーナの利用の流れ】をご参照ください。

※全館貸切の利用料金や利用条件などの詳細は、当社まで直接お問い合わせください。

4-2 第1アリーナの利用の流れ

(1) 施設予約状況の確認

当社まで直接お問い合わせください。

予約に関するお問い合わせは随時可能ですが、予約（利用許可申請）の受付可能時期は催物の内容や規模により異なります。詳細は【5-1-1 利用の調整】をご参照ください。

(2) 利用許可申請

利用者登録を行い、当社が発行する利用許可申請書を提出してください。

利用範囲は、競技面、スタンド客席（可動席、特別観覧室【スイートルーム】・【バンカースイート】は除く）および第1アリーナ附属諸室です。

第2アリーナまたは単独諸室と一体的に利用する場合や、控室等の各室または附帯設備等の使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載してください。

※特別観覧室【スイートルーム】・【バンカースイート】は、一部当社にて企画観覧室とする予定です。使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載の上、当社まで直接お問い合わせください。

※ラウンジの使用には、当社の販売する飲食物の購入が必要です。使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載の上、当社まで直接お問い合わせください。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

当社にて利用区分を判断し、変更をお願いする場合があります。

(4) 予約確定結果の通知

(5) 利用許可書の発行

当社が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。当社より、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

(6) 基本料金の支払い

当社から請求書を発行しますので、指定期日までに基本料金の支払いを行ってください。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

(7) 事前の打ち合わせ

利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただきます。

(8) 関係機関への届出

消防署・警察署・保健所・その他各種届出については「7-6 関係官公署への届出および関係機関連絡先一覧」をご参照ください。当社が不要と判断した場合は、この限りではありません。

(9) 利用開始

(10) 利用料金（事後精算分）の支払い

本施設の特別な設備設置やオペレーション費用、日常の範囲を超える清掃費等が発生する場合、別途料金を請求する場合があります。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

※催物の利用実績がない場合でも、利用料金の返金はいたしません。

※一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできません。

4-3 第2アリーナの利用の流れ

(1) 施設予約状況の確認

当社まで直接お問い合わせください。

予約に関するお問い合わせは随時可能ですが、予約（利用許可申請）の受付可能時期は催物の内容や規模により異なります。詳細は【5-1-1 利用の調整】をご参照ください。

(2) 利用許可申請

利用者登録を行い、当社が発行する利用許可申請書を提出してください。

利用範囲は、競技面および観覧席です。単独諸室と一体的に利用する場合や、各室または附帯設備等の使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載してください。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

当社にて利用区分を判断し、変更をお願いする場合があります。

(4) 予約確定結果の通知

(5) 利用許可書の発行

当社が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。当社より、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

(6) 基本料金の支払い

当社から請求書を発行しますので、指定期日までに基本料金の支払いを行ってください。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

(7) 事前の打ち合わせ

利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただきます。

(8) 関係機関への届出

消防署・警察署・保健所・その他各種届出については「7-6 関係官公署への届出および関係機関連絡先一覧」をご参照ください。当社が不要と判断した場合は、この限りではありません。

(9) 利用開始

(10) 利用料金（事後精算分）の支払い

本施設の特別な設備設置やオペレーション費用、日常の範囲を超える清掃費等が発生する場合、別途料金を請求する場合があります。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

※催物の利用実績がない場合でも、利用料金の返金はいたしません。

※一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできません。

※第1アリーナと一体的に利用する場合は、第1アリーナ利用の流れに従い利用許可申請を行ってください。

4-4 単独諸室の利用の流れ

(1) 施設予約状況の確認

当社まで直接お問い合わせください。

予約に関するお問い合わせは隨時可能ですが、予約（利用許可申請）の受付可能時期は催物の内容や規模により異なります。詳細は【5-1-1 利用の調整】をご参照ください。

(2) 利用許可申請

利用者登録を行い、当社が発行する利用許可申請書を提出してください。

附帯設備等の使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載してください。

※特別観覧室【スイートルーム】・【バンカースイート】は、一部当社にて企画観覧室とする予定です。使用を希望される場合は、当社まで直接お問い合わせください。

※ラウンジの使用には、当社の販売する飲食物の購入が必要です。使用を希望される場合は、利用許可申請書に記載の上、当社まで直接お問い合わせください。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

当社にて利用区分を判断し、変更をお願いする場合があります。

(4) 予約確定結果の通知

(5) 利用許可書の発行

当社が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。当社より、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

(6) 基本料金の支払い

当社から請求書を発行しますので、指定期日までに基本料金の支払いを行ってください。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

(7) 事前の打ち合わせ

利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただきます。

(8) 関係機関への届出

消防署・警察署・保健所・その他各種届出については「7-6 関係官公署への届出および関係機関連絡先一覧」をご参照ください。当社が不要と判断した場合は、この限りではありません。

(9) 利用開始

(10) 利用料金（事後精算分）の支払い

本施設の特別な設備設置やオペレーション費用、日常の範囲を超える清掃費等が発生する場合、別途料金を請求する場合があります。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

※催物の利用実績がない場合でも、利用料金の返金はいたしません。

※第1アリーナまたは第2アリーナと一体的に利用する場合は、第1アリーナまたは第2アリーナ利用の流れに従い利用許可申請を行ってください。

4-5 屋外バスケットボールコートの利用の流れ

(1) 施設予約状況の確認

当社まで直接お問い合わせください。

予約に関するお問い合わせは隨時可能ですが、予約（利用許可申請）の受付可能時期は催物の内容や規模により異なります。詳細は【5-1-1 利用の調整】をご参照ください。

(2) 利用許可申請

利用者登録を行い、当社が発行する利用許可申請書を提出してください。

利用範囲は、競技面、競技機材および照明です。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

当社にて利用区分を判断し、変更をお願いする場合があります。

(4) 予約確定結果の通知

(5) 利用許可書の発行

当社が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。当社より、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

(6) 基本料金の支払い

当社から請求書を発行しますので、指定期日までに基本料金の支払いを行ってください。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

(7) 事前の打ち合わせ

利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただきます。

(8) 利用開始

(9) 利用料金（事後精算分）の支払い

本施設の特別な設備設置やオペレーション費用、日常の範囲を超える清掃費等が発生する場合、別途料金を請求する場合があります。詳細は「6-2 利用料金の支払い」をご参照ください。

※催物の利用実績がない場合でも、利用料金の返金はいたしません。

※一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできません。

※天候不良により当日の施設利用ができないと当社が判断した場合は、利用料金の返金をいたします。

詳細は「6-3 利用料金の返金」をご参照ください。

5. 利用にあたっての注意等

5-1 利用の制限と承認を要する事項

5-1-1 利用の調整

以下の表に該当する催物については、優先順位に従って施設利用の調整を行います。詳細は当社まで直接お問い合わせください。

なお、既に一般利用の利用許可申請がされている場合は、それを妨げる利用調整は行いません。

優先順位	利用許可申請受付可能時期	対象となる催物
1	隨時受付可能	国際的な催物、全国規模の催物、北信越ブロック規模以上のスポーツ競技大会、大規模なコンサートやプロスポーツの試合などの催物
2	利用開始日の前年度の10月頃まで	富山市主催の催物
3	利用開始日の前年度の11月頃まで	公益財団法人富山市スポーツ協会加盟団体が開催する催物
4	利用開始日の前年度の12月頃まで	当社または公益財団法人富山市スポーツ協会が開催する富山市民のスポーツ振興と健康増進を目的としたスクール・レッスン等のスポーツプログラム事業
5	利用開始日の前年度の12月から隨時受付可能	上記にあてはまらず、利用区分がその他催しまたは興行利用に該当する催物
6	利用開始日の2ヶ月前の月初日から	上記にあてはまらず、利用区分が一般利用に該当する催物

5-1-2 利用の不許可

次の事項のいずれかに該当する場合は、当社は利用を許可しません。

- (1) 本施設の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 法律、条例、本規約等に反するとき。
- (3) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 本施設または設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 本邦外出身者に対するものを含め、不当な差別的言動が行われるおそれがあると認められるとき。
- (6) 当社の指定した期日（本規約等に従い期日を変更した場合は、変更後の日）までに利用料金の支払いの見込みがないとき。
- (7) 施設を利用しようとする者またはその代理者が反社会的勢力であることが認められるとき。
- (8) 反社会的勢力を誇示するためまたはこれらの資金源とするためなど反社会的勢力を援助・助長する利用目的であると認められるとき。
- (9) 催物の内容等により当社もしくは利用者と第三者との間に紛争を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (10) その他本施設の管理運営上支障があるまたは不適当であると認められるとき。

5-1-3 利用許可の取り消し

次の事項のいずれかに該当する場合は、当社は利用許可を取り消しさせていただきます。利用許可が取り消された場合、催物の事前、最中にかかわらず、当社は利用を終了させることができます。なお、(1)～(3)の理由で利用許可を取り消す場合は、利用料金の返金を行う場合があります。詳細は「6-3 利用料金の返金」をご参照ください。

- (1) 不可抗力により、本施設の利用ができないと当社が判断したとき。
- (2) 国または富山県等行政による営業の自粛要請等により本施設の利用ができなくなったとき。
- (3) 管理の都合上やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 利用許可後に「5-1-2 利用の不許可」の各号に該当すると認められるとき。
- (5) 当社の指定した期日（本規約等に従い期日を変更した場合は、変更後の日）までに利用料金の支払いがなかったとき。
- (6) 利用許可申請書等に虚偽の記載があったときまたは許可した利用の目的および内容と異なるとき。
- (7) 当社や関係機関への届出を怠ったときおよび許可を得ていない計画・行為があったとき、または当社の指示に従わないとき。
- (8) 本施設の利用権の全部または一部を第三者に譲渡あるいは転貸したとき。
- (9) その他当社が不適当であると認めたとき。

5-1-4 禁止事項

利用者は、事由の如何にかかわらず、以下の行為をし、または観客その他第三者にこれらを行わせてはなりません。

- (1) ゴミを放置する、施設内を不衛生な状態にする行為。
- (2) 騒音・振動・異臭などで他の利用者や近隣住民に迷惑をかける行為。
- (3) 本施設およびその付属物を損壊あるいは汚損、滅失すること。

- (4) 本施設の設備・備品を外部へ持ち出すこと。
- (5) 本施設内への下記に該当する危険物の持ち込み。
 - ・ペット類（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）
 - ・危険物（爆発物、可燃物、化学物質、刃物類）
 - ・その他、当社が不適切と判断する物品
- (6) 本施設付近での自転車、バイク、自動車等の路上駐車。
- (7) 本施設の他の興行利用関係者、当社の許可を得て本施設内で営業を行う者または本施設職員等を妨害、干渉する行為または支障を生じさせる行為。
- (8) 本施設の敷地内での喫煙。
- (9) 木製床面、畳、マットの上での飲食。
- (10) 本施設への反社会的勢力の入場。
- (11) 当社が本施設の諸設備の維持または保全のために禁止する事項。
- (12) 本施設での無許可の撮影、収録。
- (13) 迷惑行為、暴力、威嚇、勧誘行為等。

5-2 利用の変更・中止（キャンセル）

(1) 変更の申請

利用許可申請の受付以降、利用者の都合で申込内容を変更する場合は、原則として利用開始日の30日前までに当社指定の方法にて手続きを行ってください。当社より可否をご連絡いたします。なお、利用開始日の30日前を過ぎて変更を希望される場合は、当社まで直接お問い合わせください。

(2) 中止の申請

利用許可後、利用者の都合で利用を中止する場合は、速やかに当社あてにご連絡ください。
「5-1-3 利用許可の取り消し（1）～（3）」に該当する理由で当社が利用の中止を判断した場合は、利用料金の返金を行う場合があります。詳細は「6-3 利用料金の返金」をご参照ください。

5-3 事前に承認を要する事項

利用者は以下の事項を行う場合、事前にその詳細を当社に届け出て、承認を得る必要があります。

- (1) 本施設の利用料金を設定していないエリアでの活動。※当社まで直接お問い合わせください。
- (2) 本施設での募金行為、広告またはアクティベーション、飲食または物品の販売。
- (3) チラシ、ポスター等の配布。
- (4) 旗、のぼり等の掲載、看板や展示物の設置。
- (5) 本施設での撮影、収録またはライブ配信。
- (6) 施設の名称または内観および外観その他施設を特定できるものを含んだ上記各号に類するものの制作。
- (7) 利用者および来場者による飲食物等の持ち込み。（興行利用時のみ）
- (8) その他当社が必要に応じて指定する事項。

5-4 利用に向けた打ち合わせと必要書類の提出

本施設の利用に際しては、必要に応じて期限内に必要書類を当社へご提出ください。

また、当社が必要とする場合、利用者は利用開始の 1 ヶ月前（30 日前）までに、当社と利用についての詳細な打ち合わせを行っていただきます。

5-5 第 1 アリーナの利用上の注意事項

- (1) 本施設の附属設備のうち、バスケットボールゴール、ハンドボールゴール、電光得点表示装置の設置は、安全のため当社または指定会社職員の立ち会いのもと行ってください。
- (2) アリーナ床面を土足で使用する場合は、アリーナ床面ならびにロビーに本施設備品または利用者持ち込みの養生シートを敷いてください。
- (3) 看板等を吊り下げるバトンを使用する場合は、耐荷重を超えていないことを確認してください。
- (4) 音響、特殊照明、大型映像等のオペレーションは指定会社が行います。
- (5) スポーツ大会等の参加者更衣場所には、ロッカー室・シャワー室ではなく選手控室を使用してください。選手控室を使用される場合は、利用許可申請書提出時に申請してください。

5-6 第 2 アリーナの利用上の注意事項

- (1) アリーナ床面を土足で使用する場合は、アリーナ床面ならびにロビーに本施設備品または利用者持ち込みの養生シートを敷いてください。

5-7 単独諸室の利用上の注意事項

- (1) 研修室のパーテーション操作は本施設の職員が行います。
- (2) 多目的室 1 および多目的室 2 は、全面使用の予約がない場合に限り個人利用が可能です。
- (3) 多目的室の利用に際して、有資格者の帯同が必要な競技利用をする場合は、その競技団体と本施設が協議して定めたルールに従ってください。

5-8 体操練習場の利用上の注意事項

- (1) 利用に際しては、下記の条件のいずれかに該当し、かつ指導歴に 3 年以上のブランクがない指導者の帯同が必要です。
 - ・日本スポーツ協会コーチ 3 (体操競技) 以上の資格を保有している。
 - ・県大会規模以上の大会にて 5 回以上監督帯同をしたことがある。
- (2) 体操練習場は、全面使用の予約がない場合に限り個人利用が可能です。

5-9 弓道練習場の利用上の注意事項

- (1) 利用に際しては、下記の条件のいずれかを満たす必要があります。
 - ・段位を有する富山市弓道連盟会員。
 - ・全面使用の場合、利用者 10 名に対して日本スポーツ協会公認指導員資格（弓道コーチ 1 または 2）を有する者が 1 名以上帯同する。

- ・個人利用（富山市弓道連盟会員以外）の場合、日本スポーツ協会公認指導員資格（弓道コーチ1または2）もしくは弐段以上の段位を有し、弓道歴に5年以上のブランクがない者とする。
- (2) 入室する際は、裸足ではなく足袋または靴下を着用してください。
- (3) 弓具庫に保管されている備品（ゴム弓、弓、矢、蝶および胸当て等）については、当社の許可なく使用することはできません。
- (4) 弓道練習場は、全面使用の予約がない場合に限り個人利用が可能です。

5-10 軽運動室の利用上の注意事項

- (1) 利用の際は、指定の場所で内履きシューズに履き替えてください。ただし、利用の内容によっては素足でもご利用いただけます。
- (2) バトンやボール、フープなど主に体から離れる道具の使用は禁止とします。

5-11 屋外バスケットボールコートの利用上の注意事項

- (1) 利用に際しては、必ず事務室にて受付をしてください。また、終了時間の5分前までに終了し、利用後は必ず施錠した上で受付に鍵を返却してください。
- (2) 着替えには本施設のロッカー室をご利用ください。
- (3) コート内はバスケットシューズなど、運動に適したシューズをご着用ください。
- (4) ゴールへのぶら下がり行為は、倒壊、破損の恐れがある為禁止とします。
- (5) 中学生以下の利用はできません。必ず保護者と同伴の上ご利用ください。
- (6) コート内は禁煙です。また、ゴミはお持ち帰りください。
- (7) プレー中の怪我やトラブル、盗難、事故等については、当社は一切の責任を負いません。
- (8) 天候不良やコートや床が濡れている場合は安全のため利用を中止とする場合があります。
- (9) ルールやマナーを守って利用してください。他人への迷惑行為や施設を汚損、破損するなどマナーを守れない場合は利用をご遠慮いただくこともあります。

5-12 ランニングコース、ウォーキングコースの利用上の注意事項

- (1) 利用の際は、指定の場所で内履きシューズに履き替えてください。
- (2) ランニングコースでの全力疾走やウォーキングコースでのランニングはしないでください。

5-13 ロッカー室・シャワー室の利用上の注意事項

- (1) 利用終了後はロッカー内に荷物を残さず、原状回復してください。
- (2) 駐車場のみの利用の場合、更衣室は利用できません。

5-14 特別観覧室【スイートルーム】・【パンカースイート】の利用上の注意事項

- (1) 一般利用・その他催しとしての利用の際に飲食物を持ち込みたい場合は当社に相談してください。なお、興行利用での利用の際は持ち込み禁止とさせていただきます。

- (2) テラス席でのグラス・陶器のご利用はできません。
- (3) 利用後は原状回復してください。

5-15 ラウンジの利用上の注意事項

- (1) ラウンジは店舗運営エリアと貸出エリアに分かれていますが、店舗運営エリアは貸出範囲に含みません。
- (2) イス・机の貸出は利用範囲に含みます。
- (3) 利用後は原状回復してください。

5-16 駐車場の利用上の注意事項

- (1) 駐車場は 24 時間利用可能です。
- (2) 興行利用時においては特別料金、貸切運用となる場合があります。
- (3) 駐車場内でのトラブルや事故に関しては「7-2 損害賠償および免責」をご参照ください。

6. 利用期間、利用料金の支払い

6-1 利用期間

利用期間とは、利用者が利用場所において催物の準備を開始する時刻から催物終了後に原状回復作業を完了して利用場所から退出する時刻までの期間を指します。

6-2 利用料金の支払い

利用者が利用許可申請書を提出し、当社が利用許可書を発行した後に請求書を発行しますので、以下の流れで指定期日までに当社指定の支払方法にてお支払ください。なお、振込手数料は利用者負担となります。

当日予約を含め、利用許可申請書の提出が利用開始の 1 週間前（7 日前）以降になる場合は、利用許可申請書提出時に利用料金の 100%をお支払ください。

- (1) 全館貸切、第 1 アリーナ、第 2 アリーナ、単独諸室を利用する場合

①一般利用の場合

- ・ 利用開始の 1 週間前（7 日前）まで：基本料金の 100%のお支払い（1 回目/1 回）
- ・ 利用終了後、精算請求書発行から 30 日以内：基本料金以外に発生した全ての費用

②その他催し、興行利用の場合

ⓐ 利用許可申請書の提出が利用開始日の 6 ヶ月前（180 日前）以前の場合

- ・ 利用開始の 6 ヶ月前（180 日前）まで：基本料金の 20%のお支払い（1 回目/3 回）
- ・ 利用開始の 3 ヶ月前（90 日前）まで：基本料金の 30%のお支払い（2 回目/3 回）
- ・ 利用開始の 1 ヶ月前（30 日前）まで：基本料金の 50%のお支払い（3 回目/3 回）
- ・ 催物終了後、精算請求書発行から 30 日以内：基本料金以外に発生した全ての費用

ⓑ 利用許可申請書の提出が利用開始日の 6 ヶ月前（180 日前）～3 ヶ月前（90 日前）の場合

- ・利用開始の3ヶ月前（90日前）まで：基本料金の50%のお支払い（1回目/2回）
- ・利用開始の1ヶ月前（30日前）まで：基本料金の50%のお支払い（2回目/2回）
- ・催物終了後、精算請求書発行から30日以内：基本料金以外に発生した全ての費用

◎利用許可申請書の提出が利用開始日の3ヶ月前（90日前）～1ヶ月前（30日前）の場合

- ・利用開始の1ヶ月前（30日前）まで：基本料金の100%のお支払い（1回目/1回）
- ・催物終了後、精算請求書発行から30日以内：基本料金以外に発生した全ての費用

※上記支払期日にかかわらず、基本料金全額を前倒しして一括支払いまたは二分割支払いによりお支払いいただくことができます。

(2) 屋外バスケットボールコートを利用する場合

①一般利用の場合

- ・利用開始の1週間前（7日前）まで：基本料金の100%のお支払い（1回目/1回）
- ・利用終了後、精算請求書発行から30日以内：基本料金以外に発生した全ての費用

②その他催し、興行利用の場合

- ・利用開始の1ヶ月前（30日前）まで：基本料金の100%のお支払い
- ・催物終了後、精算請求書発行から30日以内：基本料金以外に発生した全ての費用

※利用開始の1ヶ月前（30日前）以降に利用許可申請書を提出する場合は、利用許可申請書提出時に利用料金の100%をお支払いください。

※納入後、利用者の事由により利用内容の変更もしくは利用を中止された場合または許可が取り消された場合、上記期日ごとの金額をキャンセル料としていただき、原則として返金はいたしませんのでご注意ください。

なお、無断キャンセルをされた場合は当社から基本料金全額を請求いたしますので、所定の期日までに当社指定の支払方法にてお支払いください。

※第1アリーナ、第2アリーナまたは単独諸室を一体的に使用する場合は、各施設の基本料金の合計金額を上記（1）における基本料金としてお支払いいただきます。

6-3 利用料金の返金

不可抗力や行政による自粛要請、その他利用者に責任がないと当社が判断する理由で利用許可の取り消しまたは利用の中止をする場合、利用者が支払った料金を返金する場合があります。返金は、原則としてお支払い時と同じ方法で行います。

7. 運営管理責任

7-1 安全な催物の催行

- （1）利用者は常に十分な注意を払い、全て利用者の責任にて本施設を利用してください。
- （2）本施設の利用にあたり、利用者は法律、条例、本規約等その他当社の定める各種規則を遵守するとともに、関係業者・来場者等にもこれを周知徹底して安全な催物の運営・管理を行ってください。

- (3) 利用内容に応じて地域対策が必要と当社が判断した場合は、利用者の責任において、必要な措置を講じてください。
 - (4) 利用期間中の当社が利用を許可した施設、その周辺および開催計画上必要な措置を講じるべき箇所の管理、秩序維持、来場者の整理・安全確保、室内誘導、盗難、事故防止等は利用者が責任をもって行ってください。
- 《盗難について》
- ・貴重品管理について、ロッカー使用の際は必ず施錠し、利用者の責任において鍵を管理してください。
 - ・施設内で盗難・紛失が発生した場合、当社は責任を負いません。
- (5) 関係業者・来場者等に人身事故その他一切の迷惑が及ばないよう万全の配慮を行ってください。
 - (6) 本施設利用期間中（準備・撤去を含みます）に発生した事故等については、全て利用者の責任となりますので、事故防止については万全を期してください。
 - (7) 施設周辺の交通整理や施設内の場内整理など警備対応が必要と当社が判断した場合、利用者は警備会社への委託または警備責任者の配置を行い、会場内外の安全確保に努めてください。
 - (8) 当社が必要と判断した場合は、会場および催物全般についての管理責任者を選任し、当社へ届け出てください。管理責任者は利用期間中常駐し、責任をもって利用施設および催物等の管理を行ってください。（原則として、防火担当責任者の兼務とします）
 - (9) 利用期間中に地震の発生および警戒宣言が発令された場合は、当社の指針に沿った対策を講じてください。
 - (10) 本施設内の使用機器等の保管については、利用者の責任となります。
 - (11) 非常時の対応について、当社と連携して避難誘導等の実施をお願いします。
 - (12) 利用期間中に本施設の損傷等が生じたと認められる場合は、その補修等に要する費用を利用者に請求します。
 - (13) 利用者は、上記各号に定めるほか、法律、条例、本規約等に基づく当社の指示に従ってください。

7-2 損害賠償および免責

7-2-1 損害賠償

- (1) 利用者は、故意または過失によって本施設の設備および備品を滅失し、または損傷した場合は、直ちに当社に報告し、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 利用者は、故意または過失によって当社または第三者に損害を与えた場合（本規約等の違反による場合を含みます）は、直ちに当社に報告し、本規約等に従ってその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 本施設の利用の変更もしくは中止または許可の取り消しが利用者の故意または過失による場合であって、これにより当社に生じた損害が既納の利用料金相当額を上回る場合（本規約等において別途損害賠償等に係る合意が行われた場合を含みます）には、当該超過金額について損害を賠償していただきます。

- (4) 本施設において、利用者間のトラブルや事故に関しては双方協議の上解決するものとします。また、これにより本施設側に何らかの損害等が発生した場合は、その費用を利用者側に請求できるものとします。

7-2-2 免責

当社は、当社に故意もしくは過失がある場合または本施設の管理に瑕疵がある場合を除き、本施設の利用に関して利用者（その委託先その他の関係者を含みます）または第三者に生じた損害（次に掲げる事項を含みますがこれに限りません）について一切の責任を負いません。

- (1) 不可抗力等で当社、利用者または第三者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により生じた損害。
- (2) 利用許可の取り消しや制限により生じた利用者または観客その他第三者に生じた損害。
- (3) 催物の催行・施設利用等に関する必要な許認可を欠いた結果、利用者または観客その他第三者に生じた損害。
- (4) 利用者が送受信したメッセージ、データ、ファイル、コンテンツ、信号または利用者が閲覧もしくは公開したサイトもしくはコンテンツに伴う利用者または第三者の損害。

7-3 指定会社への発注

利用者は本施設の諸設備を安全かつ円滑に利用いただくため、以下の事項に関しては指定会社が行います。なお、利用者が指定会社以外の外部業者を希望される場合は、「5-4 利用に向けた打ち合わせと必要書類の提出」を行う際に連絡してください。

- (1) 利用期間中のごみ回収、開催後のごみ処理および復旧清掃。
- (2) 利用期間中の電気・水道・ガスなどの管理および操作。
- (3) 既設の音響・大型映像・特殊照明等のオペレーション。
- (4) その他本施設の設備を管理・操作するような行為。

7-4 損害賠償保険の加入

当社が必要と判断した場合に、以下を適用します。

- (1) 利用者は、利用に関連する万一の事故等による損害を補填するために、保険会社との間でのイベント保険等の損害保険および傷害保険の契約を締結してください。
- (2) 当社の要請があった場合、利用者は、上記に記載された全ての保険証券・証明書等のコピーを速やかに（いかなる場合でも、当社が指定する期日までに）、当社に提供してください。

7-5 原状回復と清掃

- (1) 本施設の利用開始前に、原状確認をしていただきます。
- (2) 利用が終了（利用許可の取り消しによる場合を含みます）した後は、直ちに施設および設備等を原状回復してください。

- (3) 利用許可書に定められた利用時間内に原状回復が完了しない場合、当社に生ずる損害として、超過時間に応じて、利用した施設および設備等の利用料金相当額をお支払いいただきます。また、利用時間の超過により他の利用者の利用を妨げた場合は、これにより生ずる損害を賠償していただきます。
- なお、原状回復後に本施設内に残置された物は、所有権が放棄されたものとみなして撤去します。当該残置物の撤去、廃棄等に費用を要した場合、当社はその費用を利用者に請求することができ、利用者は請求を受けた後、速やかに支払わなければなりません。
- (4) 原状確認の際に判明している場合を除き、本施設の利用スペース、当社が提供した設備備品について、利用期間終了後に判明した損傷、滅失、亡失は、当社に帰責性がある場合を除き、利用者の負担において当社が修復し、または代替品を購入するものとします。当社が当該修復または購入に係る請求書を送付した場合、利用者は直ちに当該請求書に記載の金額を当社に支払うものとします。

7-6 関係官公署への届出および関係機関連絡先一覧

官公署等への申請または届出の必要がある場合は、当社と相談の上、利用者が申請または届出を行ってください。

申請先	届出・申請内容	所在地	電話番号
富山市消防局 富山消防署	催物開催届出書・ 例外規定適用申請書等	富山市今泉 191-1	076-493-4141
富山中央警察署	催物開催届出書等	富山市赤江町 5-1	076-444-0110
富山市保健所	臨時食品取扱施設開設届等	富山市蟾川 459-1	076-428-1155

※本施設の担当者が届出に同行する場合があります。

8. その他

8-1 準拠法等

本施設の利用に関する権利義務関係は、日本法に準拠します。また、当社が行った本施設を利用する権利に関する処分等についての争訟は、日本の法律に従って、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として行われることになります

8-2 本規約の適用

利用者には本施設の利用許可申請書提出時点の本規約が適用されるものとします。また、本規約は予告なく変更する場合があります。

8-3 定めのない事項

本規約に定めのない事項および契約の内容に関し疑義が生じた場合は、利用者と当社が協議の上、誠意をもってこれを解決するものとします。

8-4 利用時間

利用時間：8:30～22:30

※団体利用は9:00～といたします。

※利用時間外の利用の可否については当社まで直接お問い合わせください。

8-5 休業日

休業日：12月29日～1月3日

※点検などで不定期に休業の場合がございます。

※休業日も内容により利用が可能です。当社まで直接お問い合わせください。

8-6 利用料金表

(1) 利用料金表（団体利用【平日】 ※単位：円）

施設	利用区分	終日	基本料金							時間外料金 ※準備作業に 限る
			9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	21:00～ 22:30	
第1アリーナ	一般利用	41,300	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	7,000	5,300	1,300
	その他催し	164,900	23,200	23,200	23,200	23,200	23,200	27,900	21,000	5,200
	興行利用	1,214,100	171,000	171,000	171,000	171,000	171,000	205,200	153,900	37,000
第2アリーナ	一般利用	21,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	2,700	700
	その他催し	85,200	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	14,400	10,800	2,800
	興行利用	213,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	36,000	27,000	7,000
体操練習場	一般利用	20,000	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	3,400	2,600	600
	その他催し	39,900	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	6,800	5,100	1,200
	興行利用	39,900	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	6,800	5,100	1,200
弓道練習場	一般利用	17,100	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,900	2,200	500
	その他催し	34,200	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	5,800	4,400	1,100
	興行利用	34,200	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	5,800	4,400	1,100
多目的室1	一般利用	10,700	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,800	1,400	300
	その他催し	21,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	2,700	600
	興行利用	21,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	2,700	600
多目的室2	一般利用	10,700	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,800	1,400	300
	その他催し	21,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	2,700	600
	興行利用	21,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	2,700	600
軽運動室	一般利用	10,700	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,800	1,400	300
	その他催し	21,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	2,700	600
研修室	一般利用	23,500	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	4,000	3,000	800
	その他催し	23,500	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	4,000	3,000	800
	興行利用	23,500	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	4,000	3,000	800
屋外バスケット ボールコート	一般利用	8,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,400	1,100	300
	その他催し	15,800	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,700	2,100	600
	興行利用	31,300	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	5,300	4,000	1,200

施設	利用区分	終日	基本料金							時間外料金 ※準備作業に 限る
			9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	21:00～ 22:30	
特別観覧室 【スイート ルーム】	一般利用	152,700	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500	25,800	19,400	4,800
	その他催し	152,700	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500	25,800	19,400	4,800
	興行利用	229,400	32,300	32,300	32,300	32,300	32,300	38,800	29,100	7,200
特別観覧室 【バンカー スイート】	一般利用	355,900	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100	60,200	45,200	11,300
	その他催し	355,900	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100	60,200	45,200	11,300
	興行利用	534,100	75,200	75,200	75,200	75,200	75,200	90,300	67,800	16,900
ラウンジ	一般利用	568,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	96,000	72,000	18,000
	その他催し	568,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	96,000	72,000	18,000
	興行利用	852,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	144,000	108,000	27,000

※冷房または暖房期間中に施設（冷房または暖房設備を有する施設に限る）を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算する。

(2) 利用料金表（団体利用【土日・祝日】 ※単位：円）

施設	利用区分	終日	基本料金							時間外料金 ※準備作業に 限る
			9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	21:00～ 22:30	
第1アリーナ	一般利用	49,700	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	8,400	6,300	1,500
	その他催し	198,800	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	33,600	25,200	6,000
	興行利用	1,349,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	228,000	171,000	41,100
第2アリーナ	一般利用	25,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	4,400	3,300	800
	その他催し	102,300	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	17,300	13,000	3,200
	興行利用	255,600	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	43,200	32,400	8,000
体操練習場	一般利用	24,200	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	4,100	3,100	700
	その他催し	48,400	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	8,200	6,200	1,500
	興行利用	48,400	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	8,200	6,200	1,500
弓道練習場	一般利用	20,700	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	3,500	2,700	600
	その他催し	41,300	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	7,000	5,300	1,300
	興行利用	41,300	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	7,000	5,300	1,300
多目的室1	一般利用	12,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	2,200	1,700	400
	その他催し	25,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	4,400	3,300	800
	興行利用	25,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	4,400	3,300	800
多目的室2	一般利用	12,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	2,200	1,700	400
	その他催し	25,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	4,400	3,300	800
	興行利用	25,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	4,400	3,300	800
軽運動室	一般利用	12,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	2,200	1,700	400
	その他催し	25,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	4,400	3,300	800
研修室	一般利用	26,400	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	4,500	3,400	900
	その他催し	26,400	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	4,500	3,400	900
	興行利用	26,400	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	4,500	3,400	900
屋外バスケット ボールコート	一般利用	10,000	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,700	1,300	300
	その他催し	20,000	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	3,400	2,600	600
	興行利用	39,900	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	6,800	5,100	1,200

施設	利用区分	終日	基本料金							時間外料金 ※準備作業に 限る
			9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	21:00～ 22:30	
特別観覧室 【スイート ルーム】	一般利用	152,700	21,500	21,500	21,500	21,500	25,800	19,400		4,800
	その他催し	152,700	21,500	21,500	21,500	21,500	25,800	19,400		4,800
	興行利用	229,400	32,300	32,300	32,300	32,300	38,800	29,100		7,200
特別観覧室 【バンカー スイート】	一般利用	355,900	50,100	50,100	50,100	50,100	60,200	45,200		11,300
	その他催し	355,900	50,100	50,100	50,100	50,100	60,200	45,200		11,300
	興行利用	534,100	75,200	75,200	75,200	75,200	90,300	67,800		16,900
ラウンジ	一般利用	568,000	80,000	80,000	80,000	80,000	96,000	72,000		18,000
	その他催し	568,000	80,000	80,000	80,000	80,000	96,000	72,000		18,000
	興行利用	852,000	120,000	120,000	120,000	120,000	144,000	108,000		27,000

※冷房または暖房期間中に施設（冷房または暖房設備を有する施設に限る）を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算する。

(3) 利用料金表（個人利用【平日・土日・祝日】）※単位：円）

施設	分類	料金	
		基本料金（2時間）	超過（1時間毎）
体操練習場	大人	500	300
	小人（小学生および中学生）	250	200
弓道練習場	大人	500	300
	小人（小学生および中学生）	250	200
多目的室1	大人	500	300
	小人（小学生および中学生）	250	200
多目的室2	大人	500	300
	小人（小学生および中学生）	250	150
ランニングコース ウォーキングコース	大人	200	100
	小人（小学生および中学生）	100	50
ロッカー＆シャワー利用	大人	500	300
	小人（小学生および中学生）	250	150
フィットネスルーム	大人	800	400
	小人（小学生および中学生）	400	200

(4) 利用料金表（個人利用【期間使用券】）※単位：円）

施設	分類	期間使用券	
		1ヶ月券	12ヶ月券
体操練習場	大人	3,000	30,000
	小人（小学生および中学生）	1,500	15,000
弓道練習場	大人	3,000	30,000
	小人（小学生および中学生）	1,500	15,000

(5) 利用料金表（駐車場【平日・土日・祝日】）※単位：円）

施設	基本料金（1時間）
駐車場	300

※基本料金以外の詳細は、駐車場現地の案内をご確認ください。

9. お問い合わせ先

とやまアリーナコンセッション株式会社

住 所 : 富山県富山市湊入船町 12-1

電話番号 : 076-444-6688 (受付時間: 平日 9 時~17 時 ※年末年始および不定期休業日を除く)

Mail : contact@toyama-arena.co.jp